群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程　　新旧対照表

改正案	現行
制定　平成一一年　九月二八日 （全部改正） 改正　平成一三年　八月三一日 平成一六年　三月　九日 平成一六年一二月一六日 平成十七年　三月三一日 平成十八年　二月二〇日 平成二十五年　三月　一日 平成三十一年　三月二九日 令和二年　三月三一日 令和三年　三月十六日 令和四年　四月　八日 令和六年　九月二七日 令和七年●●月●●日	制定　平成一一年　九月二八日 （全部改正） 改正　平成一三年　八月三一日 平成一六年　三月　九日 平成一六年一二月一六日 平成十七年　三月三一日 平成十八年　二月二〇日 平成二十五年　三月　一日 平成三十一年　三月二九日 令和二年　三月三一日 令和三年　三月十六日 令和四年　四月　八日 令和六年　九月二七日
第一章　総則（第一条－第八条） 第二章　事前協議（第九条－第十一条） 第三章　計画の周知（第十二条－第十六条） 第四章　地域調整及び技術指導等（第十七条－第二十五条） 第五章　設置許可申請等（第二十六条－第二十九条） 第六章　雑則（第三十条－第三十五条）	第一章　総則（第一条－第八条） 第二章　事前協議（第九条－第十一条） 第三章　計画の周知（第十二条－第十六条） 第四章　地域調整及び技術指導等（第十七条－第二十五条） 第五章　設置許可申請等（第二十六条－第二十九条） 第六章　雑則（第三十条－第三十五条）

（定義） 第二条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　廃棄物処理施設等　一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設、産業廃棄物の積替施設、高度再資源化等施設、実証施設、汚染土壌処理施設及び汚染土壌の積替施設をいう。 二　一般廃棄物の処理施設　法第八条第一項に規定するし尿処理施設、法第九条の十第一項の規定による無害化処理の用に供する施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第五条第一項及び第二項に規定する施設並びにこれらの施設における一般廃棄物の処分等のための保管の場所をいう。 三　産業廃棄物の処理施設　法第十四条第六項の規定による産業廃棄物処分業の用に供する施設、法第十四条の四第六項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の用に供する施設、法第十五条の四の四第一項の規定による無害化処理の用に供する施設及び政令第七条各号に掲げる施設並びにこれらの施設における産業廃棄物の処分等のための保管の場所をいう。 四　産業廃棄物の積替施設　法第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の用に供する積替えを行うための施設及び法第十四条の四第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の用に供する積替えを行うための施設並びにこれらの施設における産業廃棄物の積替えのための保管の場所をいう。 四の二　高度再資源化等施設　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）第十一条第一項に規定する高度再資源化事業の用に供する施設、再資源化事業等高度化法第十六条第一項に規定する高度分離・回収事業の用に供する施設及び再資源化事業等高度化法第二十条第一項に規定する再資源化工程の高度化の対象となる廃棄物処理施設並びにこれらの施設における廃棄物等の保管の場所をいう。 五　実証施設　法第九条の十及び法第十五条の四の四並びに再資源化事	（定義） 第二条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　廃棄物処理施設等　一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設、産業廃棄物の積替施設、実証施設、汚染土壌処理施設及び汚染土壌の積替施設をいう。 二　一般廃棄物の処理施設　法第八条第一項に規定するし尿処理施設、法第九条の十第一項の規定による無害化処理の用に供する施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第五条第一項及び第二項に規定する施設並びにこれらの施設における一般廃棄物の処分等のための保管の場所をいう。 三　産業廃棄物の処理施設　法第十四条第六項の規定による産業廃棄物処分業の用に供する施設、法第十四条の四第六項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の用に供する施設、法第十五条の四の四第一項の規定による無害化処理の用に供する施設及び政令第七条各号に掲げる施設並びにこれらの施設における産業廃棄物の処分等のための保管の場所をいう。 四　産業廃棄物の積替施設　法第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の用に供する積替えを行うための施設及び法第十四条の四第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の用に供する積替えを行うための施設並びに当該施設における産業廃棄物の積替えのための保管の場所をいう。 （新設） 五　実証施設　法第九条の十及び法第十五条の四の四に規定する廃棄物

業等高度化法第十一条第一項、第十六条第一項及び第二十条第一項に規定する環境大臣の認定を受けるために実証試験を行う施設その他廃棄物等を用いた処分の試験を行うための施設並びにこれらの施設における廃棄物等の保管の場所をいう。	の無害化処理に係る特例の　　　　環境大臣の認定を受けるために実証試験を行う施設その他廃棄物等を用いた処分の試験を行うための施設並びにこれらの施設における廃棄物等の保管の場所をいう。
六　汚染土壌処理施設　汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号。以下「処理業省令」という。）第一条各号に掲げる施設及びこれらの施設における汚染土壌の処理のための保管の場所（処理業省令第三条第六号の規定による保管設備の場所をいう。）をいう。	六　汚染土壌処理施設　汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号。以下「処理業省令」という。）第一条各号に掲げる施設及びこれらの施設における汚染土壌の処理のための保管の場所（処理業省令第三条第五号の規定による保管設備の場所をいう。）をいう。
七　汚染土壌の積替施設　汚染土壌の積替えを行うための施設及び当該施設における汚染土壌の積替えのための保管の場所（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六十二条第五号に規定する保管施設をいう。）をいう。	七　汚染土壌の積替施設　汚染土壌の積替えを行うための施設及び当該施設における汚染土壌の積替えのための保管の場所（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六十二条第六号に規定する保管施設をいう。）をいう。
八　最終処分場　政令第五条第二項に規定する一般廃棄物最終処分場及び政令第七条第十四号に規定する産業廃棄物最終処分場並びに処理業省令第一条第三号に規定する埋立処理施設をいう。	八　最終処分場　政令第五条第二項に規定する一般廃棄物最終処分場及び政令第七条第十四号に規定する産業廃棄物最終処分場並びに処理業省令第一条第三号に規定する埋立処理施設をいう。
九　周辺地域　廃棄物処理施設等の敷地の境界（移動式の廃棄物処理施設等を除く。以下同じ。）から三百メートル以内の地域の全部又は一部を包含する地域（市町村が設置する行政区等を単位とする区域。行政区等がない地域は字の区域。）をいう。	九　周辺地域　廃棄物処理施設等の敷地の境界（移動式の廃棄物処理施設等を除く。以下同じ。）から三百メートル以内の地域の全部又は一部を包含する地域（市町村が設置する行政区等を単位とする区域。行政区等がない地域は字の区域。）をいう。
十　関係市町村　周辺地域の全部又は一部を包含する市町村をいう。	十　　関係市町村　周辺地域の全部又は一部を包含する市町村をいう。
十一　施設計画　廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画、廃棄物処理施設等の維持管理等に関する計画、その他収集、運搬又は処分を業として行う場合の事業計画（最終処分場である場合には、災害防止のための計画を含む。）をいう。	十一　施設計画　廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画、廃棄物処理施設等の維持管理等に関する計画、その他収集、運搬又は処分を業として行う場合の事業計画（最終処分場である場合には、災害防止のための計画を含む。）をいう。
十二　廃棄物処理施設等の設置等　廃棄物処理施設等の設置、承継等、構造若しくは規模の変更又は当該廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類の追加等をいう。	十二　廃棄物処理施設等の設置等　廃棄物処理施設等の設置、承継等、構造若しくは規模の変更又は当該廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類の追加等をいう。
十三　承継等　廃棄物処理施設等の譲受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の設置者である法人の合併若しくは分割による当該廃棄物処理施設等の設置者である法人の地位の承継をいう。	十三　承継等　廃棄物処理施設等の譲受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の設置者である法人の合併若しくは分割による当該廃棄物処理施設等の設置者である法人の地位の承継をいう。

（事前協議の対象） 第九条　設置者等は、あらかじめ知事と協議（この規程において、「事前協議」という。）を行わなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、事前協議を要しないものとする。 一～八　（略） 九　廃棄物処理施設等の承継等であって、廃棄物処理施設等を承継等をする者が自己処理施設として使用する場合 十　（略）	（事前協議の対象） 第九条　設置者等は、あらかじめ知事と協議（この規程において、「事前協議」という。）を行わなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、事前協議を要しないものとする。 一～八　（略） 九　廃棄物処理施設等の承継等であって、廃棄物処理施設等を承継等する者　が自己処理施設として使用する場合 十　（略）

（事前協議に係る公告及び縦覧） 第十三条　知事は、現地調査を終了した場合、次に掲げる事項を公告するとともに、当該公告の日から第二十四条の事前協議終了通知を送付する日までの間（最終処分場にあっては、法第八条第一項、法第九条第一項、法第十五条第一項若しくは法第十五条の二の六の規定による申請に対する処分を行う日又は処理業省令第十七条第一項の規定により許可証を交付する日までの間）、事前協議書を公衆の縦覧に供するものとする。 一　第十条第一項各号に掲げる事項 二　事前協議書が提出された年月日 三　事前協議書の縦覧の日時及び場所 四　第十六条第一項の意見書の提出先及び提出期限 五　前号の意見書を持参又は郵送により提出できること。 2　知事は、前項に規定する縦覧期間中に、変更申出書による重要事項の変更があった場合、その旨を公告するものとする。 3　知事は、前二項の規定による公告をした場合、速やかに協議者及び関係市町村長にその旨を通知するものとする。 4　知事は、縦覧の場所の選定において、関係市町村長の意見を聴くことができるものとする。 5　知事は、この規程の定めによって事前協議の打切りを通知した場合又は協議者が事前協議を取り下げた場合若しくは廃棄物処理施設等の設置等の計画の全部を廃止した場合は、第一項の規定にかかわらず事前協議書の縦覧を終了するものとする。	（事前協議に係る公告及び縦覧） 第十三条　知事は、現地調査を終了した場合、次に掲げる事項を公告するとともに、当該公告の日から第二十四条の事前協議終了通知を送付する日までの間（最終処分場にあっては、法第八条第一項、法第九条第一項、法第十五条第一項若しくは法第十五条の二の六の規定により許可する日又は処理業省令第十四条第一項の規定により許可証を交付する日までの間）、事前協議書を公衆の縦覧に供するものとする。 一　第十条第一項各号に掲げる事項 二　事前協議書が提出された年月日 三　事前協議書の縦覧の日時及び場所 四　第十六条第一項の意見書の提出先及び提出期限 五　前号の意見書を持参又は郵送により提出できること。 2　知事は、前項に規定する縦覧期間中に、変更申出書による重要事項の変更があった場合、その旨を公告するものとする。 3　知事は、前二項の規定による公告をした場合、速やかに協議者及び関係市町村長にその旨を通知するものとする。 4　知事は、縦覧の場所の選定において、関係市町村長の意見を聴くことができるものとする。 5　知事は、この規程の定めによって事前協議の打切りを通知した場合又は協議者が事前協議を取り下げた場合若しくは廃棄物処理施設等の設置等の計画の全部を廃止した場合は、第一項の規定にかかわらず事前協議書の縦覧を終了するものとする。

（事前協議終了の通知） 第二十四条　知事は、第十条から前条までに規定する手続（第三十条第二項の規定により手続の一部の省略を承認した場合にあっては、省略された手続以外の手続をいう。次項において同じ。）を終了した場合、協議者に対して事前協議の終了を通知するものとする。 2　知事は、第十条第一項により事前協議書の提出された日から五年を経過した日までに、同条から前条までに規定する手続が終了しないと認められる場合、協議者に対して事前協議の打切りを通知するものとする。 3　協議者は、第一項の通知（以下「事前協議終了通知」という。）を受ける前に事前協議を取り下げる場合には、遅滞なく、廃棄物処理施設等設置等事前協議取下書（別記様式第十号）を知事に提出しなければならない。 4　知事は、前項の規定による書面の提出があった場合、その写しを現地調査機関及び審査会の長に送付するものとする。 5　協議者は、事前協議終了通知を他人に譲り若しくは貸し又は担保に差し入れてはならない。また事前協議終了通知に権利等を持たせることはできない。	（事前協議終了の通知） 第二十四条　知事は、第十条から前条までに規定する手続（第三十条第二項の規定により手続の一部の省略を承認した場合にあっては、省略された手続以外の手続）を終了した場合、協議者に対して事前協議の終了を通知するものとする。 2　知事は、第十条から前条までに規定する手続が行われているにもかかわらず、第十条第一項により事前協議書の提出された日から五年を経過した日までに、事前協議の手続が終了しないと認められる場合、協議者に対して事前協議の打切りを通知するものとする。 3　協議者は、第一項の通知（以下「事前協議終了通知」という。）を受ける前に事前協議を取り下げる場合には、遅滞なく、廃棄物処理施設等設置等事前協議取下書（別記様式第十号）を知事に提出しなければならない。 4　知事は、前項の規定による書面の提出があった場合、その写しを現地調査機関及び審査会の長に送付するものとする。 5　協議者は、事前協議終了通知を他人に譲り若しくは貸し又は担保に差し入れてはならない。また事前協議終了通知に権利等を持たせることはできない。

（設置等承認申請書の提出等） 第二十七条　協議者は、廃棄物処理施設等の設置等が前条第一項の許可を要するものでない場合（法第九条の十第一項又は法第十五条の四の四第一項の規定による無害化処理の用に供する施設、高度再資源化等施設及び実証施設の設置、構造若しくは規模の変更又はこれらの施設において処理する廃棄物等の種類の追加等並びに廃棄物処理施設等の承継等を除く。）は、事前協議終了通知の送付を受けた日から二年以内に、次に掲げる事項を記載した廃棄物処理施設等設置等承認申請書（別記様式第十二号。以下「設置等承認申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、設置等承認申請書の内容は、事前協議書、見解書、地域調整結果報告書等の内容と整合性のとれたものでなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二　廃棄物処理施設等の設置場所 三　廃棄物処理施設等の種類 四　廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類 五　廃棄物処理施設等の設置等の着工予定年月日及び使用開始予定年月日 六　廃棄物処理施設等の処理能力（最終処分場にあっては埋立地の面積及び埋立容量、産業廃棄物の積替施設及び汚染土壌の積替施設にあっては積替え及び保管を行う場所の面積並びに保管容量） 七　廃棄物処理施設等の立地、構造等の設置に関する計画 八　廃棄物処理施設等の維持管理等に関する計画 2　設置等承認申請書には、知事が別に定める書類及び図面を添付しなければならない。ただし、廃棄物処理施設等の設置等が構造若しくは規模の変更等であって、知事がその審査に必要がないと認めた書類又は図面については、その添付を省略することができる。 3　前条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。	（設置等承認申請書の提出等） 第二十七条　協議者は、廃棄物処理施設等の設置等が前条第一項の許可を要するものでない場合（廃棄物処理施設等の承継等及び実証施設であるもの を除く。）は、事前協議終了通知の送付を受けた日から二年以内に、次に掲げる事項を記載した廃棄物処理施設等設置等承認申請書（別記様式第十二号。以下「設置等承認申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、設置等承認申請書の内容は、事前協議書、見解書、地域調整結果報告書等の内容と整合性のとれたものでなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二　廃棄物処理施設等の設置場所 三　廃棄物処理施設等の種類 四　廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類 五　廃棄物処理施設等の設置等の着工予定年月日及び使用開始予定年月日 六　廃棄物処理施設等の処理能力（最終処分場にあっては埋立地の面積及び埋立容量、産業廃棄物の積替施設及び汚染土壌の積替施設にあっては積替え及び保管を行う場所の面積並びに保管容量） 七　廃棄物処理施設等の立地、構造等の設置に関する計画 八　廃棄物処理施設等の維持管理等に関する計画 2　設置等承認申請書には、知事が別に定める書類及び図面を添付しなければならない。ただし、廃棄物処理施設等の設置等が構造若しくは規模の変更等であって、知事がその審査に必要がないと認めた書類又は図面については、その添付を省略することができる。 3　前条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

（承継等に係る届出） 第二十九条　協議者は、廃棄物処理施設等の承継等が法第九条の五、法第九条の六又は法第十五条の四の許可を要しないものである場合、事前協議終了通知を受けた日から一年以内に承継等をしなければならない。 ２　廃棄物処理施設等の設置者の地位を相続により承継等をした者（法第九条の七第二項（法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定に該当する者を除く。）及び前項の規定により承継等をした者は、承継等の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した廃棄物処理施設等承継等届出書（別記様式第十三号）を知事に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二　廃棄物処理施設等の設置場所 三　廃棄物処理施設等の種類 四　廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類 五　設置等承認申請書の承認の年月日及び番号 六　前号の承認を受けた氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 七　承継等年月日 ３　前項の届出書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。	（承継等に係る届出） 第二十九条　協議者は、廃棄物処理施設等の承継等が法第九条の五、法第九条の六又は法第十五条の四の許可を要しないものである場合、事前協議終了通知を受けた日から一年以内に承継等しなければ　ならない。 ２　廃棄物処理施設等の設置者の地位を相続により承継等した者　及び前項の規定により承継等した者　は、承継等の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した廃棄物処理施設等承継等届出書（別記様式第十三号）を知事に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二　廃棄物処理施設等の設置場所 三　廃棄物処理施設等の種類 四　廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類 五　設置等承認申請書の承認の年月日及び番号 六　前号の承認を受けた氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 七　承継等年月日 ３　前項の届出書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

別記様式第１号（規格Ａ４）（第１０条関係） （裏面） 備考 1　事前協議の内容については、廃棄物処理施設等の設置又は承継等、構造若しくは規模の変更又は廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類の追加等の別を記入すること。なお、承継等である場合は、譲受け、借受け、合併又は分割の別及びその予定年月日を記載すること。 2　廃棄物処理施設等の設置場所については、設置場所の地番及び全体の面積を記入すること。 3　廃棄物処理施設等の種類については、一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設、産業廃棄物の積替施設、高度再資源化等施設、実証施設、汚染土壌処理施設又は汚染土壌の積替施設の別を記入するとともに、一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設、高度再資源化等施設及び汚染土壌処理施設にあっては、その区分に応じて、次のとおり記入すること。 (1)　一般廃棄物の処理施設　し尿処理施設、ごみ処理施設又は最終処分場の別を記入し、さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設又は破砕施設等の別を括弧書きすること。 (2)　産業廃棄物の処理施設　脱水施設、焼却施設、中和施設、破砕施設又は最終処分場等の別を記入すること。移動式の場合は、括弧書きすること。 (3)　高度再資源化等施設　高度再資源化事業の用に供する施設、高度分離・回収事業の用に供する施設又は再資源化工程の高度化の対象となる廃棄物処理施設の別を記入すること。 (4)　汚染土壌処理施設　浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設の別を記入し、さらに、具体的な処理方法を括弧書きすること。 4　処理する廃棄物等の種類については、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物あるいは汚染土壌の別を記入するとともに、その区分に応じて、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物あるいは特定有害物質の種類と上限濃度等、具体的に記入すること。 5　実証施設又は承継等である場合の添付書類及び図面については、知事の指示	別記様式第１号（規格Ａ４）（第１０条関係） （裏面） 備考 1　事前協議の内容については、廃棄物処理施設等の設置又は承継等、構造若しくは規模の変更又は廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類の追加等の別を記入すること。なお、承継等である場合は、譲受け、借受け、合併又は分割の別及びその予定年月日を記載すること。 2　廃棄物処理施設等の設置場所については、設置場所の地番及び全体の面積を記入すること。 3　廃棄物処理施設等の種類については、一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設、産業廃棄物の積替施設、実証施設、汚染土壌処理施設又は汚染土壌の積替施設の別を記入するとともに、一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設及び汚染土壌処理施設にあっては、その区分に応じて、次のとおり記入すること。 (1)　一般廃棄物の処理施設　し尿処理施設、ごみ処理施設又は最終処分場の別を記入し、さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設又は破砕施設等の別を括弧書きすること。 (2)　産業廃棄物の処理施設　脱水施設、焼却施設、中和施設、破砕施設又は最終処分場等の別を記入すること。移動式の場合は、括弧書きすること。 （新規） (3)　汚染土壌処理施設　浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設の別を記入し、さらに、具体的な処理方法を括弧書きすること。 4　処理する廃棄物等の種類については、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物あるいは汚染土壌の別を記入するとともに、その区分に応じて、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物あるいは特定有害物質の種類と上限濃度等、具体的に記入すること。 5　実証施設又は承継等である場合の添付書類及び図面については、知事の指示

を受けること。 6　当該事前協議書は３部提出し、追加提出について指示を受けること。 7　当該事前協議書の提出先は、廃棄物処理施設等の設置場所を管轄する県の事務所とし、管轄が複数にまたがる場合又は移動式である場合は、管轄する任意の県の事務所とする。	を受けること。 6　当該事前協議書は３部提出し、追加提出について指示を受けること。 7　当該事前協議書の提出先は、廃棄物処理施設等の設置場所を管轄する県の事務所とし、管轄が複数にまたがる場合又は移動式である場合は、管轄する任意の県の事務所とする。
附　則 1　この規程は、令和七年●●月●●日から施行する。 2　この規程の施行前に改正前の群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の規定により行われた手続は、改正後の群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の相当規定により行われた手続とみなす。	附　則 （新規）